

平成 27 年 12 月 25 日

特別用途食品の表示許可について

消費者庁では、本日、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 26 条第 1 項に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。
今回許可を行ったのは、別紙の 1 件です。

（参考）

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin88.pdf> を御覧ください。

本件に関する問合せ先

（担当）消費者庁食品表示企画課 増田、遠藤

TEL：03-3507-9222（直通）

FAX：03-3507-9292

H P：http://www.caa.go.jp/

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	許可を受けた表示内容	許可番号
1	乳児用調整粉乳	雪印メグミルクぴゅあ	雪印メグミルク株式会社	母乳は赤ちゃんの発育に最良の栄養です。母乳が足りないときや与えられないときに、母乳の代わりに安心してお使いください。	第27005号